

平成27年度 第1回三重県公共事業評価審査委員会議事録

1 日時 平成27年7月14日(火) 14時00分～16時20分

2 場所 三重県合同ビル G301会議室

3 出席者

(1) 委員

安食和宏委員長、酒井俊典副委員長、岡良弘委員、田中彩子委員、野地洋正委員、松尾奈緒子委員、森下光子委員

(2) 三重県

(企業庁) 水道事業課長 ほか

(伊賀建設事務所) 事業推進室長 ほか

(松阪建設事務所) 事業推進室長 ほか

事務局 県土整備部副部長(公共事業総合政策担当)、
公共事業運営課 課長補佐 ほか

4 議事内容

(1) 三重県公共事業評価審査委員会開会

(司会)

お待たせいたしました。定刻となりましたので、只今から平成27年度第1回三重県公共事業評価委員会を開催致します。

なお、事前の委員会におきまして、今年度の委員長を安食委員に、副委員長を酒井委員にお願いすることになりましたので、改めましてよろしくお願いをいたします。

さて、本委員会につきましては、原則、公開で運営することとなっています。委員長、本日の委員会は、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

(委員長)

委員の皆さん、いかがでしょうか。本日の審議は、公開で行うということで傍聴を許可してもよろしいですか。

(委員)

はい。

(委員長)

傍聴を許可します。

(司会)

傍聴の方が、おみえでしたら入室をお願いします。

それでは本日の委員会につきましては、10名の委員中7名の委員の皆様にご出席を頂いておりますので、三重県公共事業評価審査委員会条例第6条第2項の規定に基づき、本委員会が成立している事をご報告申し上げます。続きまして本年度第1回の委員会となりますので、議事に入ります前に委員会の所管事務について、事務局の方から説明をさせていただきます。

(事務局)

事務局から委員会の所掌事務について説明させていただきます。それでは資料 8 の三重県公共事業評価審査委員会条例をご覧ください。条例の第 2 条で、委員会は知事の諮問に応じ調査審議をして頂く旨、規定しています。この中で第 1 項第 1 号では公共事業の再評価を、第 2 号では事後評価を、第 3 号はその他評価の実施に関して、特に調査審議をお願いするときに該当する規定でございます。委員会の所掌事務についての説明は以上でございます。

(司会)

何かご質問等はございませんでしょうか。

それでは議事次第、第 3 番 2 項につきまして委員長に進行をお願いしたいと思います。安食委員長よろしくお願い致します。

(委員長)

それでは議事次第の 3 番目の平成 27 年度審査対象事業について、まず事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは本年度ご審査をお願いします再評価及び事後評価の審査対象事業について説明致します。赤いインデックス資料 4 をご覧ください。ここには本年度ご審査をお願いします再評価及び事後評価の審査対象事業を一覧にして記載してございます。1 ページ目をご覧ください。表にありますように再評価対象の 12 事業と 2 ページ、次のページになりますが、事後評価対象の 9 事業合わせて 21 事業の審査をお願いしたいと思います。付け加えまして戻って 1 ページ目の下の所になりますが、河川整備計画について 5 件の報告を予定しております。再評価対象事業の再評価理由につきましては、この表の右から 2 列目の再評価理由欄に番号を付けてございます。下段の平成 27 年度再評価件数集計をご覧ください。本年度ご審査をお願いします事業の再評価の理由別事業につきまして、7 事業が③再評価後一定期間が経過している事業、これは再々評価等でございます。また 5 事業が②事業採択後一定期間を経過した事業での継続中の事業となっております。さらに先ほど申し上げましたように、河川整備計画の報告が 5 件ございます。こちらにつきましては再評価実施要領第 8 条、河川法に基づき学識経験者等による委員会での審議を経て、河川整備計画の策定変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置付ける。またその結果を三重県公共事業評価審査委員会に報告するものとする、との規定に基づき報告するものであります。また事業評価につきましては、事業完了後概ね 5 年を経過した事業で、事業規模や事業特性を考慮の上、評価対象としており 9 事業のご審査をお願いしたいと思います。本年度の審査対象事業についての説明は以上でございます。

(委員長)

よろしいでしょうか。ただいま本委員会に対して合わせて 21 事業の審査依頼、それから河川整備計画について 5 件の報告予定がある旨、その説明がございました。この事につきまして委員の皆様、何かご質問はいかがでしょうか。今年度につきましては、以上の説明があったようなところを

お願いしたいという事ですが、ではこの事はよろしいでしょうか。はい、では特に無いようですので、それでは説明のありました 21 事業の審査依頼について、承る事と致します。それでは、議事次第第 4 番目について事務局から説明をお願い致します。

(事務局)

本日ご審査をお願いします事業は、赤インデックスの資料 4 の「審査対象事業一覧表」の審査欄に丸印がついてございます 12 番の水道事業でございます。続きまして赤いインデックス資料 5 をご覧下さい。こちらには本日審議を行います事業の概要を記載いたしました。次にそのままページをめくって頂きますと、過去の再評価結果がございます。こちらは当該事業の過去の再評価概要が記載してありますので、ご審査の際に参考にして頂けるかと思えます。なお説明はお手元の資料 6-1、青いインデックスがついている「水道事業」という資料を用いて行います。事業主体から事業概要と評価内容を説明致します。委員の皆様からの質疑応答につきましては、説明の後にお願いしたいと思えますが、専門用語等ご不明な用語がございましたら、説明中でも結構でございます。適宜ご質問を頂ければと思えます。事業主体の説明に際しましては最初に水道施設整備事業の一般的概要を 10 分で、簡単な質疑を挟みまして、個別の事業について 12 番「北中勢水道用水供給事業」を 15 分以内で説明致します。ご質疑につきましては、各事業の説明の後にお願いいたします。なお、時間管理の観点からベルを用います。個別の説明の際には 13 分経過でベルを 1 回、15 分経過でベルを 2 回鳴らさせていただきます。説明者は 1 事業 15 分以内という時間厳守でお願い致します。本日ご審査をお願いする事業についての説明は以上でございます。

(委員長)

はい。今、説明して頂きましたが、ただいまの説明で何かご意見ご質問などはいかがででしょうか。説明にありましたように一般的概要の説明、それから個別の事業についての説明という事で、進めて行きたいという事ですが、よろしいですね。では、特に無いようですので、それでは、ただ今から再評価対象事業の審査を行いたいと思えます。先程事務局から説明がありました通り、12 番の事業の説明を受ける事とします。尚、本日の委員会終了時間は概ね 16 時と考えております。説明の方は簡潔明瞭にお願いします。それではまず水道施設整備事業について説明をお願いします。

(2) 再評価対象事業 概要説明

1 2 番 北中勢水道用水供給事業

(水道事業課)

事業の成り立ちと今回の再評価の要点を、まず最初に簡単にご説明申し上げましてから、概要の方に入りたいと考えております。

まずは本事業につきましては当初中勢地域の 2 市に向けまして、用水供給を開始する目的で平成 5 年度から実施された事業でございましたが、その後平成 10 年度におきまして、北勢地域の 8 市町を合わせまして「北中勢水道用水供給事業」としまして、事業化の方をされた事業でございます。事業着手から今年で 22 年目を迎える事業でございますが、事業開始からの 10 年目にあたり平成 15 年度におきまして、1 度目の再評価を行っていきまして、その後前回の平成 20 年度に 2 度目の再評価の方を行って頂いております。前回の再評価では関係受水市町からの計画受水量の減量要望がございましたので、その内容につきまして再評価を行っていただきました。今回の再評価につき

ましては前回からの内容等の変更はございませんが、事業工期の変更を行っておりますので、その事につきまして再評価をお願いしたいと考えております。また今回の再評価につきましては、前回の再評価から5年目に当たります、本来ならば平成25年度に再評価を受ける必要がございましたが、事業工期の延伸に伴いまして、関係受水市町様との協議によりまして、本年度に再評価を実施する事になっております。そういう事でもよろしくお願ひしたいと思ひます。それでは事業概要からパワーポイントに沿ってお示ししてありますとおりで、順に進めさせて頂きたいと考えております。

まず「水道用水供給事業とは」と題しまして水道水供給事業の仕組みを簡単にご説明申し上げます。一般的に水道事業といひますと、市町が事業のほうを実施するものでございますが、新たな水の需要という中では工業誘致でございませうとか、団地開発等、水需要が発生した場合に新たな水源開発等が必要となつてまいります。しかしこうした開発には、多額の建設費用等が必要となりますので、市町単独によります対応ではなかなか困難な場合がございませう。こうした事が複数の市町の方から、共同して県に対しまして広域的に水道用水の供給を依頼して頂く事業がございませうが、こうした事業が水道用水供給事業というものでございませう。簡単にいひますと水道用水供給事業といひますのは、県から市町に水道の卸売を行つていませう事業になります。

続きまして、事業実施までの流れと手続きについてご説明を申し上げます。まず受水予定市町から県に対しまして水道用水供給事業のマスタープランとなります、「広域的な水道整備計画」の策定要請がございませう。その後、県と市町の基本協定が締結されます。この基本協定の締結後、県から企業庁に対しまして県営水道の事業実施の依頼がございませう。それを受けまして私ども企業庁は、厚生労働省の事業経営認可というものを得まして、受水市町と事業実施協定の締結を行つた上で、事業のほうに入つて行く、という形になります。

続きまして、三重県企業庁が現在行つております水道用水供給事業につきまして、ご説明申し上げます。私ども企業庁では、県内の水道用水供給事業といたしまして、水色の網かけの方でお示ししてあります「北中勢水道用水供給事業」といひますのとすね、緑色の網かけでお示ししてあります「南勢志摩水道用水供給事業」の2つの事業を実施させて頂いてあります。この中で今回、再評価の実施対象となつてあります「北中勢水道用水供給事業」付しましては、オレンジ色の枠囲いでお示ししました北勢地域の四日市市を始めとした8市町を北勢系としてありまして、もう一方の黄色い枠囲いでお示ししてあります中勢地域の津市と松阪市の一部という事で、松阪市につきましては旧三雲と嬉野町となります。この場所を中勢系としてあります。

それでは中に入つて行きますけど、次に事業の目的及び概要と致しまして、事業経緯をご説明申し上げます。北勢系につきましては木曾川を水源と致しまして、昭和52年度に日量80,300 m³の給水を開始致しまして、平成3年度には三重用水を水源とします北勢内陸部への給水を行うために、日量51,000 m³の拡張事業を実施してあります。一方中勢系につきましては雲出川を水源と致しまして、昭和46年度に給水を開始して以来、昭和56年度には新たに拡張事業を進めまして、現在日量81,416 m³の給水を実施してあります。またその後、受水市町から将来への新たな水需要への対応といたしまして、長良川河口堰に水源を求める新たな事業が必要とされましたが、その事業が「北中勢水道用水供給事業」の長良川水系の事業でございませう。

続きまして、こちらの表は「北中勢水道用水供給事業・長良川水系」について、北勢系と中勢系にそれぞれにおけます、受水市町と1日最大給水量をお示しした表となつてあります。北勢系につきましては、現在日量18,000 m³の給水を行つてありまして、また中勢系の方は日量58,800 m³の給水を行つてあります。

次に事業の変遷と致しまして「北中勢水道用水供給事業・長良川水系」におけます、北勢系の計画変更を示した図面になっております。前回の平成 20 年度の再評価におきましては、1 日最大給水量を日量 47,600 m³から日量 18,000 m³に縮小しておりますが、今回の計画では 1 日最大給水量や給水開始時期の変更等はございまして、計画目標年度を平成 30 年度であったものを、7 年間延伸した平成 37 年度とさせて頂いております。また事業費につきましては前回の再評価時から執行額の精算がございまして、これによりまして 41 億円の減額を行っております。

次に中勢系の計画変更の内容を示した表になります。こちらも北勢系と同様に今回の計画により給水量等の変更はございませんが、計画の目標年度を同じように 7 年延伸しました平成 37 年度と致しております。また事業費につきましては、前回再評価時点から事業を実施しておりませんので、残事業費にかかります消費税等の増に伴う微増という形で、処理をさせて頂いております。

こちらで概要の最後になりますが、こちらの図面に付きましては「北中勢水道用水供給事業」の全体を表わした概要図になっています。またパワーポイントの図面はちょっと見にくいかと思しますので、お手元の資料をご覧頂きますとわかるかと思っております。向かって左側は北勢系でございまして、右側のほうは中勢系という事になります。

まず北勢系についてですが、北勢系は木曾川水系を青色、三重用水系を緑色、長良川水系を赤色と区分しております、この 3 つの水源をもとに事業化のほうをなされております。またこの中の上の方にございます紺色の破線表示に付きましては、長良川系の未整備区間という形になっております。

次に中勢系の方になりますが、こちらも雲出川水系をオレンジ色、長良川水系を赤色に区分しております、この 2 つの水源をもとに事業化の方を行っております。中勢系の方につきましても北勢系同様に紺色の破線箇所、上にございますが、こちらが長良川系の未整備区間でございます。以上が「北中勢水道用水供給事業」の概要になります。よろしくお願ひ致します。

(委員長)

はい、ありがとうございます。委員の皆様いかがでしょうか。ただいまの説明について、何かご質問ご意見等をお願いします。

(委員)

なぜ延伸した、北勢系も中勢系も延伸されておられますけども、その理由を教えてください。

(水道事業課)

この後で再評価審議の中でもご説明申し上げますが、事業自体は始めるにあたりましては残り約 80 億円（この取水導水施設整備が 80 億円）、それから他の大里系の整備で 27 億円、約 107 億円の事業がございまして、この事業を進めるうえで平成 25 年度から事業着手する予定でございましたが、関係市町の方から、今の経営状況があまり思わしくない、というような理由がございまして、その理由をもとに県の環境部の方に対して、事業延伸を行って欲しいというお話がございました。それによりまして 7 年間の延伸となったわけですけども、この 7 年につきましては、様々な協議の中で検討して決めていった、という形になります。以上でございます。

(委員長)

はい、その他ご質問とかいかがでしょうか。

(委員)

過去の再評価の資料の2枚目ですが「事業をめぐる社会的動向」の中の最後のところに「代替水源の確保や渇水時や地震時における安定供給」という項目が入っていますが、この水道事業において、こういう時点で大変重要な事業だと思いますけど、そのあたり現状としてどうなっているか、教えていただきたいのですが。

(水道事業課)

現在、平成19年度から震災対策等とか一部の老朽劣化対策につきましては、平成19年度から10か年計画で長期経営ビジョンを立てまして、その中で3回の中期経営計画というものに分けまして、4・4・2年度で分けまして、今3回目の最後の2年度に入っているんですけども、この中では耐震対策という事で重要構造物の水管橋でございますとか、主要施設の耐震化の方は図っております。ほぼ主要施設の方は100%終わりになっておりまして、水道事業につきましては。それから耐震の水管橋につきましては、約98%位までは進んできております。残っておりますのは管路とかそういったものが残っているんですけど、これは次期長期経営計画の中で進めていくように考えているんですけども、頭出しといたしまして、今年からの2年間で約800m位の延長は、少し液状化対策とか、特に必要なところを重点的にやる予定で、準備はしてございます。

(委員長)

その他ご質問などいかがでしょうか。

(委員)

長良川水系が平成15年度、当初は47,600 m³だったのが平成20年度、今回で18,000 m³に、ものすごい減り方ですけど、水が要らなくなったのですか。ここの説明をちょっと。余りにも差があり過ぎていると思うのですが。

(水道事業課)

すいません。この事につきましては、平成6年度なんかはかなり大きな渇水がございまして、当時右肩上がりの時代もございまして、水需要がかなりあった時代がありました。その時にはある程度こういう計画は入っておったんですけども、それで平成10年度時点ではまだ47,600 m³位の需要があるという事で、そういった事で求められておったんですけども、その後バブルの崩壊であるとかいろんな事がございましたけども、経営状況とかそういったものも震災とかいろんなものもございまして、そういった対策とか、あと老朽劣化対策とかそういったものに、市町村の方も費用が嵩んで来たという状況もございまして、その後需要水量についても人口もだんだん下がって来たような状況もございまして、こうした中で水量の見直しを図って行ったという事になっております。それで、かなり数字的には大きいんですけども、47,600 m³を精査いたしました結果、18,000 m³になってきた、という事になっております。さらに差はちょっと大きいんですけども、そういう状況がございまして。

(委員)

工業用水として、右肩上がりという意味なのですか。

(水道事業課)

工業用水は、また工業用水で別にございます。これ以上に、まだかなりの大きな水量で、工業用水のほうがまだございます。

(委員長)

今の説明ですと、今審議しているところは、これは飲み水いわゆる上水道ですか。

(水道事業課)

そうです。上水道になります。

(委員長)

工業関係もしくは農業用水はまた別物ですか。

(水道事業課)

別物になります。さきほど申し上げましたように、用水供給事業という事で、市町さんが飲み水として行われておる水道の補給水と致しまして、用水供給という事で、企業庁の方から送らせて頂く、という形になっております。

(3) 再評価対象事業の審査

(委員長)

はい、その他ご質問などいかがでしょうか。よろしいでしょうか。この後個別事業の説明をお聞きますが、その後にもまた質問の時間がきますので、ひとまずよろしいでしょうか。では次に進みたいと思います。それでは12番の事業の説明についてお願いします。

(水道事業課)

それではよろしく申し上げます。続きまして、ここからは今回の再評価審議の内容についてご説明申し上げます。パワーポイントの順に説明させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。まず再評価を行った理由という事になりますが、この事につきましては平成20年度の前回再評価では、社会経済情勢の変化によりまして事業の見直しを行う事で、1日最大給水量の縮小に伴う変更のご審査を頂きました。このたび本来でありますと前回の再評価から5年経過いたしました、平成25年度に再評価の方を実施して頂く予定でございましたが、平成24年度におきまして、北勢系と中勢系の受水市町から水道経営状況が厳しい状況であると致しまして、取水導水施設整備の延伸要望がございました。この事によりまして、三重県知事の方から企業庁長に対しまして、今後の事業計画については受水市町及び関係機関との協議が整うまでの間、取水導水施設整備の着手を見合わせるようお願いするとした、平成25年2月15日付で通知を受けております。この事によりまして、平成25年度は事業の一時休止を行う必要が生じまして、事業再評価を延期する事になっており

ます。また平成 24 年度の事業延伸要請につきましては、受水市町からの明確な延伸期間が示されていなかった事から、県環境生活部を主体に、受水市町様に事業延伸に関わる協議を進めて行きまして、この結果事業延伸は 7 年延伸する事で合意を図っております。その後平成 26 年度に河川管理者や関係利水者との協議を得まして、平成 27 年度に三重県知事の方から企業庁長に対しまして、整備延伸は 7 年間とする旨の正式な通知を受けまして、この事により事業工期が確定したという事で、今年度に再評価を実施するに至っております。この事によりまして、三重県公共事業再評価実施要項第 2 条第 3 項に基づき、再評価の資料の方を作成致しましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、事業の進捗の方についてご説明申し上げます。表の一番上の段は前回の再評価におけます事業の進捗状況を示しております、今回の計画につきましては、その下の青色の矢印になります。前回の再評価との違いにつきましては残事業と致しまして、右端の方に緑色の枠で囲ってございますが、こちらの取水導水施設の整備を 7 年間延伸したという事になります。また事業費につきましては北中勢全体で約 920 億円ございますが、これに対しまして執行済み事業費が約 543 億円となりましたので、事業進捗率は約 59%という状況でございます。

続きまして、こちらのグラフにつきましては、水需要に対する影響要因の動向と致しまして、受水市町におけます給水人口の実績と、推計人口を示したグラフになっております。まずこのグラフでは既存統計のデータの最新年度でございます平成 25 年度を実績値と致しまして、平成 26 年度以降を推計値として表しております。この人口推計につきましては、人口問題研究所におけます各受水市町単位の人口推計値の年度別変化率を用いまして、これを実績値にかけて推計したものとなっております。見て頂きましたように平成 26 年度以降の推計値につきましては、北勢系、中勢系ともに緩やかに減少傾向が見込まれております。

続きまして、こちらのグラフは本事業の水需要予測を示したものでございます。このグラフも既存の統計データの最新年度でございます平成 25 年度を境目に、実績と推計を表しております。緑色のグラフを見て頂きますと、一日平均給水量なんですけども、このグラフに付きましては実績値及び推計値におきましても、緩やかな減少傾向という形で示しております。しかしピンク色で示しております一日最大給水量につきましては、このグラフを示すにあたりましては、市町ごとの給水量のピークの状況というのが様々ございまして、これを推計値におきましては、一日平均給水量というものを負荷率で割り戻すというような計算がございまして、これを行う事で推計値を求めますので、表のような状況を示しておるという形になります。また参考までに前回の再評価において試算しました一日最大給水量の推計値というのは、この中の水色のグラフなんですけども、こちらを見て頂きますと、今回の一日最大給水量のピンクのラインと、平成 26 年度以降の推計値に大きな変化は見られませんでした、前回同様に緩やかな給水量の減少傾向、という形になっております。

続きまして、先ほど水需要が将来的に緩やかな減少傾向にあるという事でご説明申し上げましたけど、こうした中でも過去から渇水によります、様々な被害が生じている現実もございまして、渇水がどれくらいの頻度で発生しているかにつきまして、過去の実績を表にまとめました。節水制限期間の最低日数につきましては、平成 12 年度の 6 日間としたものから、最長の期間となりました平成 7 年度の 207 日間というものまで、過去 20 年間で 13 回渇水が発生しております。また取水最大節水率につきましては、平成 6 年度というものが過去最大というものになりましたが、こちらで 35%の節水率がございました。またこの年は取水制限期間も 158 日を記録しまして、取水制限による過去最大の被害が生じております。

続きまして、費用対効果分析についてここからご説明させていただきます。費用対効果の分析につきましては、平成 23 年 7 月に改訂されました厚生労働省の「水道事業の費用対効果分析マニュアル」というものを使いまして、算出しております。費用につきましては、事業期間とその後の 50 年間の施設整備費ありますとか、維持管理費を現在価値化して算定しております、便益につきましては、水道用水の供給が無い場合の被害額を、水道用水の供給による便益と言うように捉えまして、当該事業が無い場合の給水制限日数を、生活用水であるとか業務営業用であるとか工場用水とか、こういったものに分けまして、用途別に被害額を算出した上で、その被害額をそれぞれ現在価値に置き直したものとみております。次にこの結果を算出した表になります。費用 C が約 2,077 億円を示しております、便益 B が約 5,580 億円と言う風になっておりますので、B/C につきましては 2.69 という形になります。ちなみに前回の再評価につきましては B/C は 6.39 という事でしたが、今回 2.69 という事で、かなり低い値となっておりますが、この理由につきましては、本事業の元の計画年度でございます平成 30 年度を予測した際は、水需要が横ばいの状況がございました。ですけれども今回平成 37 年度への 7 年間の事業延伸を行った事によりまして、今回の需要予測では人口の緩やかな減少傾向というものがございましたので、こういった事により、渇水のリスクに伴う減水や断水の被害額であります便益 B が減少して行った事が主な要因になっております。またコスト C につきましては、残事業費にかかる消費増税でございますとか、また 7 年間延伸した事によりまして維持管理費等を新たに追加しておりますので、こういった事で増額要因となっております。これによりまして B が減って C が上がったという事で、B/C 自体は前回より下がってしまいました。ただし、1.5 以上ございますので、そう意味ではまだ効果的にはある、という内容になってございます。

続きまして、地元意向と致しまして事業に直接関わりのある対象者と致しまして、受水市町の意向を捉えるように考えておりますが、もう一方で受水市町を介してエンドユーザーとなる住民に対する意向に対しても、重要な事と捉えておりますので、この二つの地元意向に向けた対応を、この後、説明したいと思っております。

まず、受水市町さんの要望につきましては、前回の再評価におきましては、広域的水道整備計画の変更要請というものがございましたが、今回の再評価におきましては、取水・導水設備整備の延伸要望がございました。このため、受水市町はじめ関係機関との協議を含め、ご要望に答えられるよう、様々な協議を重ねまして、事業の延伸期間を 7 年と決定しております。このように本事業を進めるに当たりましては、受水市町の意向を最大限反映致しまして、柔軟に対応しながら事業の方を進めさせて頂いております。

又、もう一方の住民の要望という事になりますが、こちらは最新の意識調査と致しまして、年度は平成 25 年度が最新なものでございますが、県地域連携部アンケート調査結果がございまして、こちらによりまして、「水道に関して行政に求めるもの」と致しまして、安全でおいしい水道水の確保でございますとか、渇水や地震が発生したときのための水道水確保、又災害に備えた水道施設の強化が大きなウエイトを示す結果となっております。このような結果からは住民様の方からは、危機管理においても重要な水という形の認識はお持ちになられている、という事が分かって頂けると思っております。

続きまして、コスト縮減という事で、これまで企業庁の方ではコスト縮減という事で、道路路盤に使用する材料等につきまして、リサイクル材を使うという事で、こういった事でコスト縮減に努めてまいりました。又、道路建設工事との同調施工を行う事等によりまして、舗装復旧費用の削減なども行っております。コスト縮減につきまして、こういったものを引き続き継続しながら適正に

進めてまいりたい、と考えております。この写真がですね、道路工事による同調施工による写真になりまして、左端にございますバックホウの位置が管の埋設位置になります。

次に新技術活用の可能性という事で、新技術と致しましては、新しい耐震管の採用を行って行くという事で、従来の管材よりも地震等に柔軟に対応できる物を採用するように考えています。又もう一つは、水質基準の強化等がございまして、この対策と致しまして、必要な高度浄水処理施設と致しまして、活性炭処理施設などを導入して行く予定でございまして、こちらでですね、ここでは前回委員長会議に基づきます企業庁の対応方針をお示ししておりますので、説明をさせていただきます。平成20年度の再評価では審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められた事から、事業継続を了承する。ただし、経済的な効果を発現できるよう今後の事業推進に努められたい、とのご意見を頂いておりましたので、この対応方針と致しまして、今後は合理的な水の利用と効率的な施設の運用を図る為、県と市町は連携し、広域的且つ計画的に水道水事業を継続してきましたし、取り組みを進めてまいりました。こうした事がございましたので、今回の再評価につきましても前回のご意見に対し意見書も含め、まとめの方をさせて頂いております。

まず、水需要につきましましては、長期における景気の低迷でございまして、少子化など社会経済情勢の変化から、漸減傾向を示しております。一方水源につきましましては、各市町の事業毎に事業が異なりますが、水源に余裕があるような事業がある一方、近年の少雨傾向等から、水源の能力が低下しまして安定した取水が困難な事業の問題もございまして、そうした中で、水道水の安定した供給を図るためには、市町毎に新たな水源開発をする事は困難と考えますので、県営水道用水供給事業により水源を確保して、水道用水の安定給水を図って行く必要が有ると考えております。又、各市町の水道事業につきましても、将来的な料金収益の減少が見込まれる中で、過去に整備された水道施設の老朽化でございまして、震災対策に対する施設整備等の需要が増大してくる事で、資本投資の必要と考えられますので、本事業のような建設事業を進めて行くに当たりましては、各市町における水道事業の経営状況に十分配慮しながら、進めて行く必要があると考えております。こうした中では、B/Cは減少致しましたがまだ効果があるということもございまして、受水市町の住民からの高い要求もございまして、こうした事に対応して行くためにも今後も引き続き、適正な事業推進に努めてまいりたい、と考えております。

以上を持ちまして、今後の事業推進につきましましては、引き続き県と受水市町の連携によります水道整備を基本とする事を、企業庁の対応方針とさせて頂きまして、今回の再評価の対象となります北中勢水道用水供給事業につきましましては、三重県公共事業再評価実施要綱第5条第1項に該当するものと致しまして、引き続き継続したいという事で、判断をさせて頂いております。よろしくお願いたします。どうもありがとうございました。

(委員長)

ありがとうございました。それでは委員の皆様、この評価が妥当であるかどうか、評価の妥当性についてご意見ご質問などお願いいたします。いかがでしょうか。

(委員)

1点伺いたいののが、これ第2次拡張事業というタイトルなのですが、あくまでも新設という事で、既存施設の維持管理の費用等はこれの中に入っていない、という理解でよろしいのですか。

(水道事業課)

第2次拡張事業としまして、播磨（浄水場）にポンプを増設したり、という事がございまして、そういったものの維持管理もございます。

(委員)

新規に水路を拡張することがメインじゃないんですか。どこがポイントなのかを教えてくださいたいのですが。

(水道事業課)

事業の進捗状況につきましては、今回の第2次拡張事業の建設・新設事業についてのみ書かせて頂いております、事業費自体は建設費です。B/Cを求めて行く中で、Cの中にですね、維持管理費をどうしてもカウントする事にマニュアル上なっておりますので、それはそのようにカウントさせて頂いております。

(委員)

維持管理費には、既存施設全般を含めた維持管理費が入ってくるのですか。

(水道事業課)

第2次拡張事業に伴う、既設の、既に作った資産の維持管理費を入れさせて頂いております。

(委員)

それは、当然、先程あった耐震も含めた対策も全部含まれてくるのですか。

(水道事業課)

基本的に設備が新しいものですから、耐震化が基本的に出来ている部分が多いので、今後また、耐震性が低いと判断される部分については、今後また別途改良工事で、考えて行く事になるんですが、これは意味合い的には入っていると思います。

(委員)

耐震基準が今後どんどん厳しくなりますよね。そうしていく中で、37年まで延長の中で、それが入ってくると、当初予算とだいぶ変わってくるのかな、と思うので。

(水道事業課)

ああ、そのB/Cを求めて行く中で、今後50年間の事業費用を出しておりますので、その中で更新費用も含めておりますので、耐用年数が出てくれば更新するという事を前提で、マニュアル上算定する事になっておりますので、その中で耐震化についてもやっけて行く事になると思います。

(委員)

という事は、どの部分の費用になるのかというか、仕事になるのか、というのが、私自身ははっきりと理解できていないのですけど。

(水道事業課)

そうですね、今回の建設事業の事業費用としては、こちらに計上させていただいている 919 億円位、これは新設に係る費用です。今、委員のおっしゃっている B/C を求めて行く中での C かなというところで、今後 50 年間の維持管理費も含めた、設備の改良更新費用も含めたものになっていますので、B/C を審査して頂くのはそちらになろうかな、と思っています。その B/C の中のコストの中でもですね、今後の 376 億円も含めた形で計算はさせて頂いております。

(委員)

これはだから、新規に作る事業というイメージでよろしいですか。

(水道事業課)

はい。

(委員)

そうするとその、B/C を求めても、C の額はいくらなのですか。現在価値化した額だと思いますけれども、当然維持費は毎年将来かかってきて、それを現在価値化されたと思いますけれども。C が、これではない、という事ですよ。上げてらっしゃる 919 億円が C ではない、という事ですよ。

(水道事業課)

その通りです。はい。

(委員)

どれくらいの額ですか、大ざっぱで結構ですよ。

(水道事業課)

その、ここでいう 2,070 何億円ですね。維持管理費も含めたという表現をさせて頂いていますが。

(委員)

事業費も 1,700 億円という事は、前の工事も含まれている？B/C は？

(水道事業課)

そういう事です。

(委員)

B/C というのは、ある意味では全体というか、平成 15 年以前の事業費も含めた B/C を計算されているという事ですか？

(水道事業課)

その通りです。

(委員)

計算は良いのだけど、計算の事を気にするのか、我々評価をしている訳だから、何を対象として評価をするのかという事ですよね。建設に対する評価だけじゃなくて、維持管理費全体を含めた事業評価をしなければいけない、というミッションだと理解してよろしいのですか。

(水道事業課)

そのように理解して頂ければと思います。

(委員)

工業用水とか別だという話があったと思うんです、ここの工場用水の被害額とか入っている、このへんは？

(水道事業課)

はい。こちらは、工業用水の場合本当に工業用水として送っている分と、水道を工業用水として使われている場合もありまして、そういった地域によっては水道で送っている場合もございますので、それを含めさせて頂いております。

工業用水道事業がある自治体とか地域もあるんですけど、三重県は工業用水道事業やっておりません。ただ、工業用水道事業をやっていない市町村さんもあると思いますし県もあると思いますので、その中では、水道事業から工場用ということで水を送っているという事で、最初のスライドであった工場にも水道から送っている所が、市町さんごとにはある、という事です。

(委員)

ありがとうございます。

(委員長)

その他、いかがでしょうか？

(委員長)

すいません。1つ質問ですけど、スライドの10枚目で、今議論しているのは左側の方で、ざっと見た感じで言いますと、赤色と水色の部分は既にできている所ですよね。今議論しているのは長良川水系の計画なので、濃い青色の点線ですか？

(水道事業課)

そうです。紺色なんですけど、紺色の点線のラインが長良川の未整備区間という事になります。

(委員長)

それは、四日市の中心部まで来ている部分も含むのですよね。

(水道事業課)

はい。

(委員長)

これも計画の部分ですよ。

(水道事業課)

はい、入っています。

(委員長)

それが、今工事を進めようとしている部分ですよ。はい、わかりました。

まったく素朴な質問なのですが、何で水色の部分と重ねる様にするのですか。その方がコストが掛らない、という事ですか。新しい所に引いた方が良いような気がしないでもないのですが。

(水道事業課)

水色の部分は、木曾川用水系という形で、水量的には8万300立方という形で送らせて頂いている水道用水になりまして、こちらが岐阜の岩屋ダムの方から持って来ているんですけども、その水を給水する形になっていまして、それで使っているんですけども、新たにもう一つ水需要が発生したという事で、管を持って行くわけに行きませんので、同じ地域に持って行くためにですね、並行しているような状況でございます。

(委員長)

重ねて作った方が、割安で済むと。

(水道事業課長)

ルート設定をして行く中で、一番敷設しやすそうな所を選んでいたりという事で、ほぼ似たようなルートになってしまう、という事です。

(委員長)

直接関係ないのですが、一つ教えて欲しいのは、木曾川水系から引っ張って来ていると言いましたが、長野県のダムですか。

(水道事業課)

岐阜県の岩屋ダム。

(委員長)

そこから、導水路を経て、そういうのが延々とあるのですか。

(水道事業課)

水資源機構の方で水源設備を作っておりますけれども、岩屋ダムってかなり、岐阜県の下

呂の奥にダムがありまして、それから下って来て、木曾川大堰というのが愛知県の稲沢の辺りにです。ね頭首工がありまして、そこから取水をして弥富の辺りまでずーっと幹線水路というか、オープン水路が来ていまして、そこからポンプアップして頂いています。

(委員長)

それは取水の話ですね。

委員の皆さん、その他、いかがでしょうか。

(委員)

先ほどのB/Cの話に関係するのですけれども、再評価を行った理由の中で、水道経営状況が厳しい状況で、延伸されてという市町さんの意向もあってという事ですけれども、結局コストはどんどん掛かってきているのだという事で、いろんな諸事情含めて、そのあたりも今後37年まで延長してきた中で、もっとコストが掛かるかもしれないと、そこを突くわけですよね。そのあたりの意見というか、考え方を伺いたいと思います。

(水道事業課)

まずですね、今、委員おっしゃられた事もございますけども、7年を示した根拠という事でこちらにつきましては、受水市町さんの方がそれぞれの水源をお持ちになっていまして、水をどうしても欲しい、県水に100%頼っている市町もございますし、そうでない市町もございます。そうした中で皆さんそれぞれの意見があって、経営状況もありますので、なかなかその何年延伸するという事は当初まとまりませんでして、一番みんなが考え易かったというのが、皆さん企業庁の受水をしておりまして、平成25年度時点だったんですけど、受水料金が、パワーポイントの下に点線の枠内に書かせて頂いたんですけど、何年すれば25年度の単価が上回る事ないんだろうか、というところを調べまして、今後の事業投資とかも入れまして試算した結果が7年、例えば料金を上げずに済むという状況がありましたので、このあたりが水道の単価も上がらないのであれば、施設作っても何とかやって行けるかなあ、というような話もございましたので、7年と決めたんですけども、今、委員がおっしゃられましたように、やはり個々では耐震対策であるとか、老朽化対策であるとか、こういったものがございますので、一概には言えないんですけど、考え方としてはそう考える中で、事業延伸についていろいろ協議を、して頂いてきたという事でございます。今後7年経つ中で、もう少し突発的な事が発生する可能性もございますので、今後も引き続き事業を始める前にはちゃんと調整をしながらやって行きたい、と考えておりますので、そういった形で今後進めて行く予定でございます。

(委員)

一回仕切り直しという判断にはならないのですかね。

(水道事業課)

事業自体はですね、今現在暫定ですけども、中勢系といたしまして、58,800 m³という量ですね、大里の方まで工業用水の施設を借りまして送らせて頂いています。早めにこういった対応をしていく必要がございますので、仕切り直しをしますと、これが送れなくなってしまいますので、ここは

まず事業推進をして行かないと、中勢系の水が送れないという状況になりますので。

(委員)

別事業を立てて動かすという、仕切り直しというのは？

(水道事業課)

これ自体は補助とか色んな対応もございまして、今の段階ではこれを継続して行くのが、一番対応としては望ましい状況にあると思います。

(委員)

7年後にという算定の中からきているのですが、この先も、7年後に終了するかどうかというのが、確定できるかどうかというのが、私自身疑問があるのですが。そのあたりいかがですか。

(水道事業課)

委員おっしゃられるようにですね、7年後にできるか、と言われましたら、そこはですね協議の文書の中でも、7年、と一旦決めましたけれども、本来はその事業、工事の着手前にですね、再度各市町との協議を進めて本当にそこで問題がないか、と確認をした上でやろうという形になっておりまして、国に対してもですね、今の水利権の更新につきましてもそういった説明をした上で、ご理解頂いて水利権の方も更新して頂きました。これを4月1日に更新して頂いたんですけど、やはりできる限り、出来るものであれば作って行きたい、ですけど経営状況も見ながらコストも考えてやって行かなければならないところもございまして、この辺りの複雑なやり取りもございまして、今後こう言ったものも見極めながらやって行きたいと考えております。

(委員)

まったく素人の目線から言えば、これってこの地区の人の水道料金を、上げる事がないようにするためにこの事業をしながら、B/Cもどうにかならないのかな、と思うような感じで事業を続けようかな、と私にはそんな感じに受け取れるのですが。いかがでしょうか？

(水道事業課)

この地区と言いますか、本来は北中勢水道用水供給事業という事で、事業自体は全体が取水・導水施設等自体がですね、元々北勢系単独であったり中勢系単独でやると、それぞれ取水口を作りますと、かなり費用も高くなりますので、元の計画の際にですね、やはり北中勢という事で一元化しようという形になりました。それによって計画の方もなされていまして、その事業を継続する上で北勢・中勢両方の事業体さんと協議を重ねた上で、事業の延伸を決定させて頂いておりますので、そういった中で事業を進めるという形をこれまで継続して来まして、そういう意味では先に送ってしまっているという事もございまして、暫定というのが分かりにくいかわからないですけど、仮置きで水を先に送らせていただいた、という経緯もございまして、そういう意味ではこの事業自体を進めてしまわなあかん、という様な状況もございまして、そういった中では事業を協議しながらというか、調整しながら進めさせて頂いておるとい状況でございまして。非常にわかりづらい説明で申し訳ないんですけども、わかりづらい状況で申し訳ないんですけど。

(委員)

ありがとうございます。そうしたら多分これ、7年後に又このような会議があつて、B/Cのこともあるし、需要は少ないけれども、供給面からB/Cの事も考え、水道料金の事も考えた上で、又何年か伸ばすという様な結果が出てくる可能性が多いにありなのですか。

(水道事業課)

そういう形もあるかも知れませんが、今の段階で私どもは受水市町さんとの協議の中では、やはり7年後には着手する方向で検討して行く、という事でいろいろ打ち合わせはさせて頂いております。ただ、その時の経営状況がございましたので、悪い時にやってもダメだ、という事もございますので、その辺りは重々調整しながら進めてまいりたい、と言う風には考えております。

(委員)

よく似た意見なのですけども、B/Cを下げて7年延伸するという理由が、まったく理解できない。県民から見てね。結局水道供給業者が、水道局さんの経営収支が良くないので、待ってくれと。待ってくれるというのは、被害額が正しいとすれば被害を起こしているわけでしょ。県民としてはB/Cを下げて行くという事じゃないですか。県民にとって一番良くない形を、県さんが進んで作られているというようにしか見えないのですけど。そういうご批判に対して、どういふお答えをされますか。

(水道事業課)

確かに、B/Cが下がって行く、延伸すれば延伸するだけ下がって行くという形になりますので、当然早く作るという事が一番大前提になります。私どももそういった方向で、県が主体でそういった形で進めてまいりましたが、やはり料金として、事業の費用を回収する関係もございまして、受水市町さんとの協議の中でこういう形になっています。これにつきましては、今の渇水の問題などの被害に対しましては、受水市町の中で自己水源を多くお持ちの受水市町もございまして、この辺りはある程度融通し合いながら、いろんなことを調整し合いながら、当面何とか乗り切る様な状況をお話された中で、費用をうんぬんされておりますので、そういった中でできる限り双方が、うまくいくような形での事業を進めて行きたい、と考えております。

(委員)

やらなくていいじゃないか、という話にならないですか。自主水源で何とか融通できるんだったら、だって人口は減るのだから、むしろ渇水の対策とか、震災の対策というのは結構重心じゃないですか。メインの平均の需要は減って行くわけですからね、そこで融通出来ると言ったら、事業趣旨そのものが、あんまり役に立たなくなっちゃうじゃないですかね。それでもやる意義はある、という事には、どういうところがある、とおっしゃられるのですか。

(水道事業課)

確かに個々をとらまえると色々ございますけど、実際には先ほどから申し仕上げてるように、中勢系につきましてはですね、津の方に向けて今現在58,800 m³の需要ですけれども、工業用水の施設

を間借りしまして、そこを使って今大里浄水場に向けて送っております、そこで浄水した水を津市さんと松阪市さんに向けて送らせて頂いております。

(委員)

そこが 58,800。

(水道事業課)

そういう事です。これはですね、実際に取水口を作って、施設を作ってからでないとは送れなかったんですけども、当時水需要が逼迫している状況もございまして、その時に仮施設を使ってですね、国に認めて頂きまして、暫定という中で水利権をいただきまして、供給した経緯がございます。でしたので、この事業が今現在動いております、津市さんと松阪市さんに水を飲んで頂いておるとい形になるんですけども、この事業が継続できないと、これのための施設を作る事ができませんので、出来る限り事業を継続しながらやりたい、早くやりたいとこちらは考えているんですけど、やはりやっぱり、やるとなるとそれなりの費用が掛かりますので、これにつきましては事業者さん、それぞれの状況もございましたので、何度も協議という話が出て申し訳ないんですけども、そういった中で進めて来た経緯がございます。ですので、今後もですね早く作って行きたいんですけども、そういった協議を踏まえながらやっ行って行かなくては、なかなか進んでいかないという状況もございまして、大変申し訳ない話なんですけど、それをずうーっと継続してきたという経緯がございます。

(委員長)

他の委員さんも疑問に感じているところもあると思うんです。例えばですね、スライド 18 枚目で渇水の話が出てきましたけれども、先ほどの説明ですと日常的には水はある、と。但し渇水の際は困るでしょ、とそういうふうに聞こえたのです。ならば乱暴に言っちゃうと、それくらいは何とかならないか。今のお話ですと、渇水を乗り切るからというふうに聞こえたのですけれども、日常的にも困っているのだ、とそういう事ですか。

(水道事業課)

渇水でも困る時もあるんですけども、制限がかかると水が送れなかったりする時がございますので、それも困るんですけど、実際には中勢系につきましては今事業自体がですね、給水を開始させて頂いている経緯がありましたので、これを早い事、仕上げて行かならんと言うのが第 1 点、渇水についてはもともと木曾川用水系の渇水の事をお示ししております。木曾川用水系でも水は送っているんですけども、それの方はこういった取水制限であるとか、そういった事が起こりまして、渇水に弱い水源という事がございましたので、それをちょっとご紹介をさせて頂いたんですけども。これがありますので、出来たらそういった時には長良川の分も補助水源として対応して行きたい、というふうに考えておりましたので。それと併用した形の中で、事業の方は早期に進めてまいりたい、と考えております。

(委員長)

これ、素直に見るのだったら平成 6 年、7 年頃は確かに大変だったろうねと。でもその後事業が

伸びてきたので最近は減っていますよね。素直に見たらそう見えます。だったらいいのじゃないの、と言えなくもないのですが。でも、そうじゃないのだ、それ以外の部分で現にこれだけ困っているのです、という事ですか。そういうご説明ですか。

(水道事業課)

そうですね。津市の分だけは、もう供給をさせて頂いた上での話になりますので、そちらがもしなくなるという事になると、困ります。

(委員長)

そういう逼迫した事情もあると。

(水道事業課)

はい。

(委員長)

その他の委員の皆さん、いかがでしょうか。

(委員)

パワーポイントの28の再評価のまとめのところはね、近年の渇水状況で近年の少雨化傾向などから水源能力が低下し、安定した取水が困難な中で複数の水源が必要って書いてありますでしょう。こういう事で進めて行かなくちゃいけないのだ、と感じないといけないのかもわかりませんが、近年の少雨化傾向といっても、雨、いっぱい降っているみたいな気もしますけど、という所と、水源の能力が低下しているという具体的な事、何か今、こんなんでも困っているみたいな、複数の水源が必要という所は、どうでしょう。具体的にどういう事を言ってらっしゃるのか、ここの説明だけ頂けると、話があっち行ったりこっち行ったりしているような、あまり水がいらなくなっているのに、どうでしょう、もっと取水しないといけないのか、いう所の一貫性をあんまり感じられなかったんで、今お聞きした中で、ちょっとここでバシッとわかるように言ってもらえると。

(水道事業課)

確かに少雨傾向にあるという事で、雨は降っているという事で、時期的に良く降る時期もあつたり少なかつたりする時期もあつたり、冬は全然降らなかつたりとか、色々ございましてですね、一つは水源関係は、水道は長良川水系を持って来るとか木曾川水系を持って来るとか色々あるんですけども、送るエリアというのは受水市町さんに送りましても、エリアが色々限られて来ますので、自己水源だけしか送れないエリアでありますとか、色々な地域があります。そういった場合にですね、そういった所の自己水源がですね、じきにちょっとした所で枯渇してしまつたりする場面があつてですね、それに対しては仮施設の方から送つたりという形を、いま管をつないだり色々していますので、そういう形を取らせて頂いております。ですのでやっぱり、複数水源というのは、そういう意味で複数水源が必要です、という形でお示しはさせて頂いております。エリアとか色々なものがありまして、送れる場所がひと所に全部固まっていればですね、簡単に一つの物を持って来ればいいんですけども、点在している地域に持つて行く場合はですね、ここは津市さんに自己水源で送る、

こっちも送る、ここは送れない、とすると後は県水しかない、県水でもこれが濁水になった時は水が送れなくなってしまう場合がありますんで、そうした場合に長良川が欲しいというのは当時からありましたんで、そのために計画をして水を持って来たという経緯がありますので、そうした考えのもとにこの事業をやって来たという事がありましたんで。そういう形でお示しもさせて頂きました。少雨についてはですね、その時々色々ございますので、今の状況では少雨傾向というのは（具体的に示せる資料は用意して）ないですけども。

(委員)

水源能力の低下という事は具体的にどういうことですか。

(水道事業課)

水源能力と言いますのは、地下水を汲み上げたりしている、自己水と言うのはですね、井戸を掘りまして地下水源を汲み上げたりして、水を送っている受水市町さんがございましてですね、そういった場合に地下水源が減って行ったりする場合がありますので、それによって、又新たに違う水源を求めて掘って対応して来たというのがございます。そういった事が枯渇という意味で書かせて頂いています。

(委員)

そうすると、その地域、その市町村さんで、自分の所で取水して賄っていらっしゃる所の事も、全て勿論三重県としては見ないといけませんですけど、普段は自力でできている所が、もし枯渇というのか大変な状況になって水が無い、という時にも送らなくちゃいけないよ、という意味がここには入っているのですか。

(水道事業課)

そうですね。

(委員)

水源能力の低下の意味？

(水道事業課)

そうです。

(委員)

木曾川なんかいっぱい水が流れて来ているのに、どうなのだろうと思って見てたのです。そういう意味ではない？

(水道事業課)

市町の単独水源についてはですね、井戸とかそういう物がほとんどですので、そういった場合が良くありますので、そういった物があるという事で、木曾川の水系であるとか長良川の水系に水を求めて頂いた経緯がありましてですね、それが濁水とかになると直ぐに取れなくなったり、という

のありましたんで、そういう対応をするためにという事で、ここではそういう市町さんの状況も踏まえてですね、やっぱり用水供給というのは必要とされている中で、送らせて頂きます、という内容になっています。枯渇というのはそういう意味で。

(委員)

それは、水源能力が低下している説明になっていないと思うのですが。水源の能力が低下しているというのは、長い年月が経ってどんどん、どんどん水源の能力が低下しているのですか？という事を聞きたいのです。たまたま枯渇するのはどこでも枯渇するでしょう。そんな事を聞いているわけではないです。全体として近年の渇水状況として、皆さんが水源の能力が低下している、という傾向があるという事をおっしゃっているから、それはどういう事なのか、という事を聞いているのですけれども。たまたま市町村のある所が渇水化をしていいという事は、一部の水源が必要になる説明にはなるのだけれど、それで水源能力が低下しているのですか？という事です。全体として説明がついていない感じがするのですけど。こだわる必要はないかもしれない。

(水道事業課)

ここで書かせて頂いている近年の少雨化傾向であるとか、水源能力が低下してあるんですけども、元々多くの水源に依存している木曾川系であるとか、雲出川系であるとか、あるんですけど、それぞれのダム水利安全度という意味で、例えば国土交通省さんであるとか、県土整備部の方ですね、今までの過去からの雨量の、雨の降り方をずーっと見て頂いて、ダムの水の出し入れ計算というか、水の収支計算をやって行く中で、昔建設した当時計画した当時の雨の降り方はこんなだった、という事で、過去例えば10年20年というかたちで、どっか基準点を設けてダムの規模を設定して行くわけなんですけれども、その当時よりも40年も50年も経っていてですね、少雨化傾向と言うのはこの100年とか50年とかの単位で、微妙に下がってきている、そういう傾向もありますので、それを少雨化傾向と表現させて頂いてまして、その中で水の出し入れ計算、過去10年間とか20年間とかの水の出し入れ計算、実際の河川の流量で計算してみましよう。という様な事ですね、過去にも国土交通省の方で、例えば岩屋ダムを水の収支計算を再計算した事が有りまして、それでいきますと、通常の渇水と言われている20年の第2位の渇水になってきますとですね、大体44%までしか安定的に供給できない、という事を言われております。雲出川でも69やったかな、確か70位だったと思うんですけども。それで当時建設を計画した時の雨の降り方よりも、今の降雨で計算するとダムの実力としては落ちているという事が分かっておりますので、それを表現させて頂いてまして、今回は長良川水系の話させて頂いておりますが、木曾川にも依存はしているんですけども、そちらの方のダムの実力が落ちて来ているので、どうしても複数の水源が必要だという事で、書かせて頂いております、自己水源の話とごっちゃになってしまっていて、申し訳ありません。

(委員長)

よろしいでしょうか。

(委員)

長良川水系の問題は難しいのかもしれませんが、費用対効果分析の被害額というのをどのように

算定されているのかというのが、私、経済部の人間としてはとても興味深い所がありますけれど、生活系と事業系と工業系でしたか？被害額の算定をされていますよね。

(水道事業課)

はい。

(委員)

そこでその、時系列は良いのですけれども、ある時点の原単位をどうされているのか、県民一人当たり、喝水が万一あった場合どれくらいの被害額として算定されているか、原単位が知りたいですよね。それがわかれば大体被害額の状況というのもわかると思いますので、それもなかなかテクニカルな話かもしれませんが、B/Cをみる時のコストはわかるけれども、被害額というのは、なかなか皆さん、そんなものか、というくらいしかわからないと思いますので、ご説明頂ければと思いますけども。

(水道事業課)

本冊ってお持ちかどうか分からないんですけど、33 ページにその例示が出ていまして、33 ページ 1・9・2 に生活用水被害額がございます。単純に申し上げますと、給水人口と先ほどおっしゃられた被害原単位と制限日数という事で、掛け算で求めて行くわけなんですけど、この被害原単位というのは、国内企業物価指数を用いて、詳しい事は私今ちょっとわかりませんが、27 年度価格に補正したものをそのまま掛けさせて頂いてまして、制限日数のはじき方は 1 日の最大給水量というのが説明の中にあつたと思いますが、1 日の平均給水量と自己水源の差がありまして、既存水源との差を用いまして、給水制限日数を算出しております。それを上のような式に掛けさせて頂いて、生活用水被害額を算定させて頂いてます。他にも業務営業用水とかありますけど、それぞれ算定式あります。

(委員長)

それではよろしいでしょうか。他ご質問などは？

(委員)

再度、何う事になるのですけど、最後のまとめの項目 5 つありますけど、これから 7 年プラスで 10 年先の計画を考えていたのだと思いますが、最後のまとめとして 10 年先を見越しているようなイメージがなくて、現況を把握しているような感じもしないでもないな、という気がするのですけれど、先ほどからの質疑の中で、早く事業を終結させた方が良く、というお話が出ていたのですけど、(延伸期間の) 7 年の根拠としては、プラスマイナスゼロになるところをベースにという事なのですが、もっと短くして、3 年とか、5 年とかあるいは 2 年とか短くしてここまでします、という、区切れをつけるというか、そういう判断というのはないのかどうか、伺いたいのですけど。

(水道事業課)

その結果、本当だったら市町さんもちよっと、もっと長く、と(いう話も) あつたんですけど、その見極めという意味でここまで、7 年延伸すればですね、資本費用で料金に占める資本費用が今

よりは向上しない範囲に入るという事でご理解頂いて、7 年間は延伸期間とする事、とさせて頂いています。

(委員)

それは、先ほど図面にあった点線部分を全部やってしまう、というのがベースですよ。

(水道事業課)

そうです。

(委員長)

よろしいでしょうか。当初の時間配分をかなりオーバーしておりまして、議論いただきましたがひとまずよろしいでしょうか。

それでは、このへんで質疑を一旦終えまして、休憩を挟みまして、それから今審議いたしましたこの事業について、委員会の意見をまとめる事とします。委員の皆さん、宜しいでしょうか。

はい、では一旦休憩としまして、再開は 15 時 40 分とします。そういう事で、よろしくお願い致します。

< 休 憩 >

(司会)

それでは、委員長よろしくお願い致します。

(委員長)

予定より少し遅くなりまして、申し訳ありません。委員会を再開します。今しがた、意見書案を検討しましたので、私の方から読み上げます。

意 見 書

平成 27 年 7 月 14 日
三重県公共事業評価審査委員会

1 経 過

平成 27 年 7 月 14 日に開催した平成 27 年度第 1 回三重県公共事業評価審査委員会において、県より水道事業 1 箇所の審査依頼を受けた。

この事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意 見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 水道施設整備事業 [県事業] 【再評価対象事業】

12番 ほくちゅうせいすいどうようすいきょうきゅう 北中勢水道用水供給事業

12番については、平成 5 年度に事業に着手し、平成 15 年度、平成 20 年度に再評価を行い、そ

の後、平成25年度より休止していた事業を平成27年度より再開するにあたり再評価を実施する必要がある事業である。

今回、審査を行った結果、12番については、継続審議とする。次回は、社会情勢の変化等を踏まえた事業の必要性について再度説明されたい。

以上です。委員のみなさんよろしいでしょうか？はいそれでは、当意見書を持ちまして答申とします。尚、意見書につきましては後程事務局から各委員に配布することになります。では次に進んでよろしいでしょうか？

(4) 再評価対象事業概要説明

(委員長)

はい。では、引き続きまして議事次第5番の評価対象事業の概要説明について、まず事務局より説明をお願いします。

(事務局)

はい。評価の概要説明は次回審議を行う事業につきまして、その評価の概要を事前に説明することにより、次回審議の際のより深いかつ、円滑な審議を達成する目的で行うものでございます。お手元の資料、7—1個別に青いインデックスが付いた資料がそうでございます。今回は同事業の再評価4事業でございます。この資料に付きましては、事業名や事業箇所、全体計画、位置図等事業の概要に関する記述と再評価の視点に基づく評価内容や評価結果など、評価の概要に関する記述で構成されておりますのでご確認をお願いします。この資料に用いて事業主体が1事業あたり5分以内で説明致しますので、委員の皆さまにおかれましては、次回の審査の審議の際に補足して欲しい説明や追加してほしいバックデータ等の資料、その他、興味を抱かれた事柄等、次回の説明に繋がるご意見、ご要望をお願いしたいと思います。尚、これは審議ではございませんので、ご質疑につきましては、ごく簡単な程度でお願いしたいと思います。説明の順番と致しましては8番の、三田坂バイパス、9番の大内拡幅を伊賀建設事務所が、4番の仁柿峠バイパス、5番の八知山拡幅を松阪建設事務所が、再評価の概要説明を続けて行います。質疑につきましては、箇所ごとに説明の後で箇所毎にお受けしたいと思います。次回評価対象事業の概要についての補足説明は以上でございます。よろしくお願ひ致します。

(委員長)

はい、ありがとうございます。4つの事業について、概要説明という事ですので、それでは順番に説明をお願いします。

(伊賀建設事務所)

道路事業通し番号8番の一般国道422号、三田坂バイパスの再評価につきまして、概要をご説明致します。当事業は、平成22年に再評価を行いました、その後5年が経過し、事業が継続中であることから、今回再評価をお願いするものでございます。それでは事業着手の理由からご説明致します。こちらは事業区間周辺の広域図で、青色の線が現在の国道422号、赤色の線が事業区間を示しております。国道422号は伊賀地域と滋賀県大津市を結ぶ幹線道路でございまして、滋賀県側は

すでに改良済みとなっております。次にこちらは事業区間周辺を拡大した図面でございます。赤色の線が三田坂バイパスの区間でございます。当事業区間の青色の線で示しました国道 422 号の現道は、伊賀市街地と諏訪地区とを結び、定期バスやスクールバスが通行し、地域の住民にとりまして生活に欠かせない道路となっております。しかし、当該区間は急峻な山間部にある為、道幅が狭く、急カーブ急勾配が連続しています。この為、乗用車でも対向困難な状況にあります。また、大型車が通行不能であると共に、降雨時には時間雨量 35 ミリ、連続雨量 120 ミリに達した段階で通行止めを行う区間となっております。次に現道の写真でございます。左の写真は現在の交通状況を示しております、ご覧のとおり定期バスが道いっばいを使って通行しております、幅員は狭い所で 2.5 m しかございません。このように大半の区間で道幅が狭く、車の対向ができない為、対面した場合にはどちらかの車が対向できる所までバックせざるをえない状況となっております。右の写真は降雨時の通行規制を知らせる看板の写真でございます。このような状況を解消する為、三田坂バイパスとして片側 3m2 車線、全幅員 7.5m のバイパス道路を計画し、整備を行っております。三田坂バイパスを整備することで、安全で円滑な交通の確保を図ります。また、雨量による通行規制を解消します。次に事業の全体計画についてご説明致します。区間の延長は 5,100m でございます。主な構造物は、トンネル 1 本と橋梁 8 橋でございます。事業期間は平成 8 年度～平成 29 年度を予定しており、全体事業費は 109 億円です。再評価に当たりまして、事業期間、事業費を再点検致しましたが、全体の事業計画に変更はございません。平成 26 年度末の事業進捗率は事業費ベースで 70% で、用地取得が 100%、工事が 68% です。これまでに諏訪地区側の 720m、三田地区側の 940m の合計 1,660m を供用しており、未供用区間は 3,440m となります。また構造物は橋梁が 6 橋完成しております。現在の状況と致しましては、未供用区間 3,440m において、残るトンネル、4 号橋梁、5 号橋梁の工事を推進している所です。8 月にはトンネル本体工事が完成する予定です。こちらは、バイパスの供用済の区間の写真です。今のところ、部分的な供用ではございますが、地域住民の生活に利用されております。お手元の別紙①、裏面再評価の経緯をご覧ください。前回平成 22 年の再評価では、答申内容に記載した①. ②のご意見を頂き、事業継続を了承されております。頂いた意見の内容としましては、1、残事業の計画的で効率的な事業執行 ②、交通量推計のわかりやすい説明に関してでございます。こちらにつきましては、次回のご審議の際にご説明致します。最後に費用便益費についてご説明致します。まず費用につきましては、表の①、費用の欄をご覧ください。改築費と維持管理費を平成 27 年における現在価値に換算致しまして、120.8 億円となります。次に便益については、表の②便益の欄をご覧ください。3 便益の合計を費用と同様に平成 27 年における現在価値に換算致しまして、205.4 億円となります。以上の事から、費用便益費は便益の 205.4 億円を費用の 120.8 億円で割った結果 1.7 となりまして、費用に対する事業効果は十分にあると考えております。一般国道 422 号三田坂バイパスの再評価の概要については以上でございます。

(委員長)

続けてどうぞ。

(伊賀建設事務所)

それでは続けてご説明を申し上げます。続きまして道路事業通し番号 9 番の一般国道 368 号、大内拡幅の再評価について概要をご説明致します。当事業は、事業採択後 10 年を経過した時点で継続中であることから、今回再評価をお願いするものです。まず当該路線の状況についてご説明致しま

す。事業箇所は伊賀市の西部になります。こちらは事業区間周辺の図面です。図中の青色で示したのが一般国道 368 号でございます。国道 368 号は、伊賀地域におきましてピンク色で示しました、伊賀市街地と名張市市街地を結ぶ生活にも産業にも欠かせない幹線道路となっております。また第 2 次緊急輸送道路にも指定されており、災害等の発生時には救援や救助活動、復旧活動に利用される道路でございます。今回ご審議頂く区間は図中の赤色の区間でございます。続きまして、当事業を実施している国道 368 号の伊賀市内の状況についてご説明させていただきます。当路線においては朝夕の通勤時間帯に交通量が多くなっております。また大型車が占める割合も他の県管理道路に比べて多い状況でございます。特に北向き方面は、名阪国道上野インターチェンジ付近で写真のように渋滞が発生しており、南向き方面は、旧国道 368 号との交差点になる菖蒲池交差点付近で渋滞が発生しております。特に朝夕の時間帯において激しい混雑状況となっております。この為、名阪国道上野インターチェンジから菖蒲池交差点までの区間において大内拡幅事業として、現在 2 車線の道路を 4 車線化する事業を実施しております。このことにより国道 368 号の渋滞を緩和し、円滑な交通を確保致します。またこの事で、名阪国道インターチェンジへのアクセス性の向上を図り、伊賀市、名張市間を結ぶ幹線道路機能の向上を図ります。これらの事により、地域の経済や産業の発展が期待されます。また 4 車線化により緊急輸送機能の向上が期待されます。次に事業内容についてご説明いたします。計画延長は 5.1 km です。道路の幅員は 3.25m の車道が 4 車線でございます。全幅員 20m でございます。主要構造物は橋梁 2 橋です。事業期間は平成 18 年度から平成 32 年度までの 15 年間です。全体事業費は 33 億円で、工事費が 31 億円、用地費が 2 億円でございます。平成 26 年度末の事業進捗率は事業費ベースで 32%、用地所得が 36%、工事が 32% となっております。最後に費用便益費についてご説明致します。まず費用につきましては表の①の費用の欄をご覧ください。事業費と維持管理費を平成 27 年度における現在価値に換算致しまして、32.1 億円となります。次に便益につきまして、表②の便益の欄をご覧ください。3 便益の合計を費用と同様に、平成 27 年における現在価値に換算致しまして、189.2 億円となります。以上の事から、費用便益費は便益の 189.2 億円を費用の 32.1 億円で割った結果 5.9 となり、費用に対する事業効果は十分にあると考えております。一般国道 368 号大内拡幅の再評価の概要については以上でございます。

(委員長)

はいありがとうございました。今 8 番の事業と 9 番の事業について 2 つ連続してお聞きしました。委員の皆さんいかがでしょうか？ 次回の審議に向けて、ご意見またはご要望等お願いします。

(委員)

事業の進捗の事ですが、事業計画で平成 32 年と 29 年で、という事ですけど、実際 1 番目のものに関しては、現時点でトンネルを施工されて出来上がるという話ですね。

(伊賀建設事務所)

はい。

(委員)

それも含めて、29 年度までに出来るかどうかというところと、それから次の事業に関しても進捗 32% ですけど、そのあたり、平成 32 年度までのスケジュールというか、そのあたりを示していた

だければと思います。

(伊賀建設事務所)

次回、ご説明できるように準備させていただきます。

(委員長)

はい。審議は次回ですので、その際には、よろしく願いいたします。その他、いかがでしょうか。

(委員)

意見書にもありましたが、費用便益をわかりやすく説明していただきたいと思います。とりわけ、最初の方は、既に少し供用もされていますので、今、平成 27 年度の基準で、B/C を出されていますけれど、おそらく事業そのものを踏まえたら、あろうかと思えますし、道路というのは、通って初めてかなりの便益が出るので、それまでなかなか、便益が出ないという状況です。時系列的な、いつぐらいから、便益が出来るかということも含めて、少しお話しいただければと思います。

(伊賀建設事務所)

わかりました。整理してご説明できるように致します。

(委員)

三田坂バイパスの B/C が、平成 22 年と今回で、1.2 から 1.7 になっているのは、便益が良くなったのか、コストを下げたのか、何をどういうふう判断されたのかなというのが、興味があります。お願いします。

(委員長)

その他、いかがでしょうか。はい。よろしいでしょうか。では、また次回審議という事でよろしくお願い致します。次の説明に移りたいと思いますが。

概要説明について、あと、2 件ありますので、その説明をよろしくお願い致します。

(松阪建設事務所)

それでは、道路事業通し番号 4 番の一般国道 368 号、仁柿峠バイパスの再評価について概要をご説明致します。なお、スクリーンと同じ内容の資料をお手元に配布しています。それでは、事業の着手理由からご説明いたします。スクリーンをご覧ください。こちらは国道 368 号の路線概要図です。国道 368 号は、伊賀地域と、中勢地域の中山間部を最短距離で結ぶ道路であり、大規模な災害の発生時に避難、救助、物資の供給、諸施設の復旧等の広汎な応急対策活動に利用される緊急輸送道路に指定されています。当該事業区間は、津市と松阪市の市境付近の松阪市飯南町峠から、上仁柿の区間です。スクリーン右側の位置拡大図をご覧ください。青色で示した線が国道 368 号で、赤丸の位置が事業区間を示しています。事業区間は急峻な山間部であるため、道幅が狭く、急カーブ、急こう配が連続し、普通車でも対抗困難な、未改良区間となっています。ロングボディーの大型車は通行不能であるとともに、降雨時に時間雨量 35 ミリ、連続雨量 80 ミリに達した段階で通行を規

制する区間となっております。通行止めとなった場合利用者は、県道松阪青山線等へ迂回しなければならぬ状況です。スクリーン上段の写真は現道の状況です。左側の①の写真は車が対向出来な
い為、どちらかの車が対向出来るところまで、バックせざるを得ない状況のものです。このような
場所が多数あります。また、右側②の写真は急カーブで車が脱輪している状況のものです。この事
故により、約3日間通行止めとなりました。このようなことから、事前通行規制を解消し、安全で
円滑な交通の確保を図るとともに、緊急輸送道路としての機能強化を図る為、仁柿峠バイパスの事
業に着手いたしました。お手元の、別様式1をご覧ください。今回再評価を行う理由は平成22年度
再評価を行いました。その後5年が経過したことから、三重県公共事業再評価実施要領第2条第
3項に基づき、行うものです。次に事業の全体計画についてご説明いたします。事業期間について
ですが、前回再評価以降の工事施工において、法面対策に苦慮し、事業進捗が思わしくない事から、
残事業計画を見直し、完成予定年度を平成32年度から、平成36年度に変更しています。また、全
体事業費についても、事業進捗向上を図る為の設計見直し、及び、前回再評価以降の設計制度向上
を踏まえた精査によりまして、前回報告の90億円から、122億円に増加しました。事業費の負担割
合は、国が55%、県が45%です。事業延長は3,920mです。スクリーンをご覧ください。道路の幅
員は、2.75mの車道が2車線で全幅員が7.0mです。主な構造物は、トンネルが一本、橋梁が9橋
となっております。平成26年度末の事業進捗率は、事業費ベースで43%、工事が42%、用地取得が
74%です。構造物につきましては、橋梁9橋の内、3橋が完成しています。これまでに1,930m区間
が完成し、上仁柿地内の380mを供用しました。現在は残る1,990m区間について、事業を進めてい
ます。スクリーンをご覧ください。右下の写真はバイパスの供用済み区間のものです。供用した区
間は地域住民や通過交通に利用されています。お手元の別様式1の再評価の経緯をご覧ください。
前回、平成22年度の再評価では、答申内容に記載した二つの意見を頂いた上で、事業継続の了承を
されています。①は残事業の効率的な執行。②は交通量推計の現実的でわかりやすい説明について
の意見でありまして、対応状況については次回審議の際にご説明いたします。最後に費用便益比に
ついてご説明いたします。スクリーンをご覧ください。今回、再評価の道路事業につきましては、
全て、平成20年11月に国土交通省が策定いたしました、費用便益分析マニュアルに基づき算定し
ています。まず、費用については、表の①、費用でございますが、仁柿峠バイパスの建設に関わる
費用が111.0億円。供用後、50年間の維持管理費が3.4億円で、総額114.4億円となります。これ
を基準年である平成27年の現在価値に換算すると124.5億円となります。次に便益については、表
の②、便益でございますが、平成37年の供用を予定していますので、初年度である、平成37年の
1年間の便益を算出すると、走行時間短縮便益が7.9億円。走行経費減少便益が1.3億円。交通事
故減少便益が0.2億円となりまして、1年間の便益の総額は9.3億円となります。供用から50年分
の便益を積み上げまして、費用と同様に平成27年の現在価値に換算いたしますと、134.9億円とな
ります。以上により、費用便益費は便益の134.9億円を費用の124.5億円で割った結果、1.1とな
り、費用に対する事業効果が発現出来ると考えています。以上で一般国道368号の仁柿峠バイパス
の概要の説明を終わらせて頂きます。

(委員長)

引き続きお願いします。

(松阪建設事務所)

少し、パワーポイントの方を変えます。それでは続きまして。それでは、道路事業通し番号5番の一般国道422号八知山拡幅の再評価について概要をご説明いたします。それでは、事業の着手理由からご説明いたします。スクリーンをご覧ください。こちらは国道422号の路線概要図です。国道422号は宮川の左岸沿いを通り、県道大台宮川線を経由いたしまして、国道42号に至る道路でございます。沿線には大台町役場の宮川総合支所、小中学校、生活関連施設や、医療機関がありまして、周辺住民にとっては生活に欠かせない重要な道路でありますことから、順次整備を進めています。本路線は、急峻な山と宮川に挟まれており、過去には災害により、集落への通行が不能となりましたことから、三重県といたしましては安全確保の為、宮川兩岸に道路を設けて、代替性をもった道路網の構築を図る事としています。当該事業区間は大台町滝谷地内です。こちらは、事業区間周辺の平面図で、青色が国道422号、赤色が事業区間を示しています。事業区間内にある八知山トンネルはトンネル抗口上部の岩盤崩落の危険性から平成10年2月から、トンネルを含む195m区間を通行止めにしてあります。この為、利用者は紫色の町道に迂回して頂いていますが、町道は道幅が狭く、スムーズには対向できない状況です。こちらは現道の状況写真です。①の写真は松阪市方面に向かいまして、八知山トンネルを撮影したものです。トンネル坑口上部の赤色で囲んだ部分が、急峻で亀裂が発達した岩盤でありまして、これが崩落する危険性から、通行止めとしてあります。また②の写真は迂回路として利用されています町道を撮影したものです。大型車の対向時には、道路をはみ出して通行している状況でございます。このような事から、通行止め区間を解消いたしまして、安全で円滑な交通の確保を図る為、八知山拡幅の事業に着手いたしました。お手元の別様式1をご覧ください。今回再評価を行う理由は、先ほど368の仁柿峠と一緒にございますが、平成22年に再評価を行いました。その後5年が経過したことから、三重県公共事業再評価実施要領第2条第3項に基づき行うものです。次に事業の全体計画についてご説明いたします。スクリーンをご覧ください。事業期間につきましては用地買収が約14年間難航しておりましたが、平成25年1月に全線用地取得を完了いたしました。その為、残りの橋梁、トンネル工事の期間を考慮いたしまして、完成予定年度を前回の平成25年度から平成28年度に変更しています。なお事業費につきましては、再評価にあたって、再点検いたしました。変更はございません。全体事業費は約20億円で事業費の負担割合は国が55%、県が45%です。事業延長は850mです。スクリーンをご覧ください。道路の幅員は2.75mの車道が2車線で全幅員7.0mです。主な構造物はトンネルが1本、橋梁が1橋となっております。平成26年度末の事業進捗率は、事業費ベースで50%であり、そのうち工事が48%、用地取得が100%です。構造物については、橋梁1橋が完成しています。これまでに沿線に人家のある松阪市側の260mを供用致しました。現在残る590m区間につきまして、事業を進めています。こちらは、供用済み区間の写真でございます。供用区間は安全で円滑な交通を確保しています。お手元の別様式1の裏面再評価の経緯をご覧ください。前回平成22年度の再評価では、答申内容に記載した①、②の意見を頂き、事業継続を了承されています。①②は、先ほど368の状況と同じ意見でございます。対応状況につきましては、次回審議の際にご説明いたします。最後にスクリーンをご覧ください。費用便益費についてご説明いたします。今回再評価の道路事業につきましては、全て平成20年11月に国土交通省が策定した費用便益分析マニュアルに基づき算定しております。費用につきましては、表の①、費用をご覧ください。八知山拡幅の事業に係る費用が19.3億円。供用後、50年間の維持管理費が0.8億円となりまして、総額は20.0億円となります。これを基準年でありまして、平成27年度の現在価値に換算いたしますと、23.6億円となります。次に便

益については、表の②、便益をご覧ください。平成 29 年度の供用を予定していますので、初年度であります平成 29 年度の 1 年間の便益を算出致しますと、走行時間短縮便益が 1.2 億円。走行経費減少便益が 0.1 億円。交通事故減少便益が 0.0 億円となりまして、1 年間の便益の総額が 1.3 億円となります。供用から 50 年分の便益を積み上げまして、費用と同様に平成 27 年度現在価値に換算いたしますと、25.0 億円となります。以上によりまして、費用便益費は便益の 25.0 億円を費用の 23.6 億円で割った結果、1.1 となりまして、費用に対する事業効果が発現できると考えてございます。以上で一般国道 422 号八知山拡幅の再評価の概要説明を終わらせて頂きます。

(委員長)

はい。ありがとうございました。今、事業 4 番と 5 番について二つ、概要説明をお聞きしました。委員の皆さん、いかがでしょうか、ご意見、ご要望などお願いします。

(委員)

B/C が 1.1 というのはかなり低いという事になると思うのですけれども、私、経済学部なので、貨幣判断出来ない分野もあると思っていますのでね。例えば最初ですと、緊急避難の経路としての確保というのは B/C には含まれていませんよね。あるいは、二つ目は、あそこの浸水で通行止めになったのですかね。

(松阪建設事務所)

トンネルの坑口部分がですね、かなり危険な崖という事で、これが崩落する可能性がありまして。それと共に旧のトンネルが素掘りのトンネルでございます。そういった事から、通行止めにさして頂いておるんです。

(委員)

いつぐらいから？

(松阪建設事務所)

平成 10 年 2 月からです。

(委員)

そうなのですか、これ平成 7 年からスタートになっていますけど。その途中で止められたと。

(松阪建設事務所)

途中で。北海道、豊浜トンネルで事故があって、それから緊急点検致しましてですね。この道は危険だという事で。

(委員)

それで、通行止めになったと。

(松阪建設事務所)

はい。

(委員)

そういう通行止めになっているものを安全で円滑な道路にするというのは、ちょっと B/C の中には含まれていないでしょうし、キャンプ場とか、そういう観光利用みたいな事も B/C に含まれていないと思いますので。もう少しそういう必要性をうまくお話いただくと、仕事がしやすいかなと思います。

(松阪建設事務所)

ありがとうございます。次回の審議の際の説明に、その事を説明させていただきます。

(委員長)

その他よろしいでしょうか？

(委員)

368 号線の着手理由の中で、雨量規制の話が出ていますけど、バイパスにした時に雨量規制が解除されるのかどうかという事を、ご説明していただければと思います。

(松阪建設事務所)

わかりました。

(委員長)

それは、また次回という事でお願い致します。その他よろしいでしょうか？

私が思いましたのは、最後の事業ですが大杉谷に至る道ですけれども、なんていいますか、何か所も何か所も工事をやっていると思うのですが、一か所だけ取り出して、B/C は、計算できますけれども、何かトータルで見る意味もあるように思います。そのあたり、ちょっと説明は難しいかもしれませんが、道路 1 本分でそういうところを示してもらえれば、分かりやすいかなと思いました。

その他よろしいでしょうか。

では、特に無いようですので、概要説明については、ここまでと致します。最後に事務局から、ご連絡など、いかがでしょうか。

(5) 閉会

(司会)

それでは事務連絡でございます。次回につきましては 8 月 11 日火曜日の午後から、この会場において開催する予定でございます。委員の皆さま方には来週再度、出席確認をさせていただきたいと考えておりますので。お忙しい時とは存じますが、ご出席いただきますようお願い致します。以上でございます。

(委員長)

それでは、大変時間が過ぎまして申し訳ありませんでしたが、長時間にわたってありがとうございました。本日の議事はこれで終了いたします。

(司会)

それでは、長時間のご審議ありがとうございました。これをもちまして、平成 27 年度第 1 回、三重県公共事業評価委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

< 終了 >